

🗺️ 「年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、基礎年金番号通知書または年金手帳(年金証書)や、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

◆日時 7月18日(木) 午前10時～正午、午後1時～午後3時

◆場所 佐賀支所(1階町民室)

◆予約 日本年金機構幡多年金事務所 ☎34-1616

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616



👶 児童手当現況届の提出について

令和4年度から児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出が原則不要となります。

ただし、以下(1)～(5)の方は、現況届の提出が必要です。

- (1) 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が黒潮町と異なる方
- (2) 支給要件児童の戸籍がない方
- (3) 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- (4) 法人である未成年後見人、施設などの受給者の方
- (5) その他、黒潮町から提出の案内があった方

この「現況届」は、毎年6月1日における状況を記載していただき、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうか、確認するためのものです。「現況届」の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。6月初旬に、提出が必要な方には現況届を郵送していますので、必ずご提出をお願いします。

◆児童手当の目的

父母そのほかの保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に手当を支給することで、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。

◆寄附について

児童手当などの全部または一部を、町の子育て支援の事業に活かすために寄附することができます。寄附をご希望の方は、手当支給月の前月の20日までに役場児童手当担当窓口に出し出をしてください。

◆出生や転入などの場合は手続きが必要

出生や転入により、新たに受給資格が生じた場合や、児童手当の対象人数が変わった場合は、役場児童手当担当窓口(公務員の方は勤務先)での申請手続きが必要です。手続きは、出生日・前住所地を転出した際の転出予定日の翌日から、原則15日以内。手続きが行われなかった場合は、手当を受給できない月が発生する場合があります。また、受給者が公務員になった場合や、公務員を辞めた場合も手続きが必要です。

※必要書類については、児童手当担当窓口までお問い合わせください。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701

📍 町内事業者さんへ～黒潮町物価高騰対策商品券(地域商品券)換金の有効期限が近づいています～

町内事業者さんが受け取った黒潮町地域商品券の換金期限は、7月31日(水)までとなっています。期限を過ぎた商品券の換金には行えませんので、お早めに町内の幡多信用金庫窓口までお願いします。

○お問い合わせ 本庁 産業推進室 商工係 ☎43-2113